

電気最終保障供給約款の変更内容について

2023年12月21日

北海道電力ネットワーク株式会社

供給条件の見直し内容

- 最終保障供給を受けるお客さまの「料金以外の供給条件」の一部について、将来の電気料金低減に向けた業務運営の効率化の観点などから、以下の見直しを行います。

項目	概要
債権回収会社または弁護士法人を通じた電気料金の支払いの規定を追加	<ul style="list-style-type: none"> ・当社が指定する債権回収会社または弁護士法人を通じて電気料金をお支払いいただく場合があることの規定を追加します。
予納金の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・電気料金の支払いにおける予納金について、業務運営の効率化等の観点から廃止します。
電気料金の支払義務発生日の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・検針日から、当社等の検針結果等にもとづき、料金請求が可能となった日に変更します。
使用電力量の算定方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・検針日における電力量計の読みによる差引きから、託送供給等約款に定める30分ごとの接続供給電力量の合計値に変更します。
使用電力量のお知らせに関する規定の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・使用電力量や電気料金等に関するご請求情報等のご案内は、原則、電磁的方法（「ほくでんネットワークWebサービス」等）によりお知らせすることに変更します。 ※当社ホームページからログインしていただくことで、毎月の使用電力量や料金などをご確認いただけるサービス。
請求書等の表示月の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧受電の最終保障電力 A および高圧受電で契約電力500kW未満の最終保障電力 B のお客さまについて、請求書等の表示月を検針月から使用月に変更するため、燃料費等調整の適用期間等についても使用月に対応する期間に変更します。